

地域社会福祉と民事法制との 一体的な改革という要請

地域共生社会の在り方検討会議
2024年8月21日

早稲田大学教授

山野目 章夫

2

この意見申述のプラン

- 1 序——ふたつのキーワードをめぐる論点の整理
- 2 福祉に求められるもの
 - (1) 成年後見制度改革の動向
 - a) 適切な時機に必要な限りで——という要請
 - b) とりわけ後見の終了に際し
 - (2) 新しい社会福祉事業の構想
- 3 福祉から司法への架橋
 - (1) どのように伝えるか
 - (2) だれが伝えるか
- 4 結——令和2年法律第52号の附則2条に基づく法制への期待

3

1 序／ふたつのキーワード

福祉 そして司法



4

2 福祉に求められるもの

(1) 成年後見制度改革の動向 閣議で決めた文書

成年後見制度利用促進基本計画（第二期）

「成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改革の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている」。

5

2 福祉に求められるもの

(1) 成年後見制度改革の動向 **改革のはじまり**

法務大臣による法制審議会への諮問

2024年2月15日、諮問126号

「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」。

6

2 福祉に求められるもの

(1) 成年後見制度改革の動向 **審議会資料を読む**

法制審議会 民法（成年後見等関係）部会

部会資料2

「**制度利用の動機となった課題が解決したと考えられる場合でも、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続することや、本人の判断能力の程度を基準として保護者に付与された法定の権限……が本人にとって実際に必要となる範囲を超えている場合があることが問題であるとの指摘がされており……本人が適切な時機に必要な範囲及び期間で制度を利用することができるようにするために、法定後見の開始に当たり、法定後見による保護が必要であることを個別に考慮するものとすることを求める意見がある**」。

2 福祉に求められるもの

(1) 成年後見制度改革の動向 **事実上の終身性**

「仮に素晴らしい後見人と巡り会えたとしても、専門職による後見はどうしても報酬の問題が付いて回ります。障害基礎年金 2 級は 7 万円そこそこですが、そこから最低でも 2 万円程度の報酬を支払わなければならない。そしてグループホームで暮らすとなると、もう払えないよねというような状態になっています」。

成年後見制度の在り方に関する研究会

第1回会議 2023年6月7日

8

2 福祉に求められるもの

(1) 成年後見制度改革の動向 **審議会の現在の議論**

部会第3回会議 2024年6月11日

部会長発言要旨

「現在の民法の規定では……事理弁識能力が回復したときは後見開始審判を取り消すと定められています。限り、という言葉は用いられていませんが、伝えようとしている規律の内容は、事理弁識能力が回復したときに限り後見開始審判を取り消すというものが現行法の規律です。……医学的な判断に専ら依拠して後見の終了を決める、その結果ほとんどの場合において終わらない後見になっているという実状を睨み、**終わらない後見を終わらせるという課題のための検討にこれからチャレンジしていくという方向で……進めていくこと自体については御異論がありませんか**」。

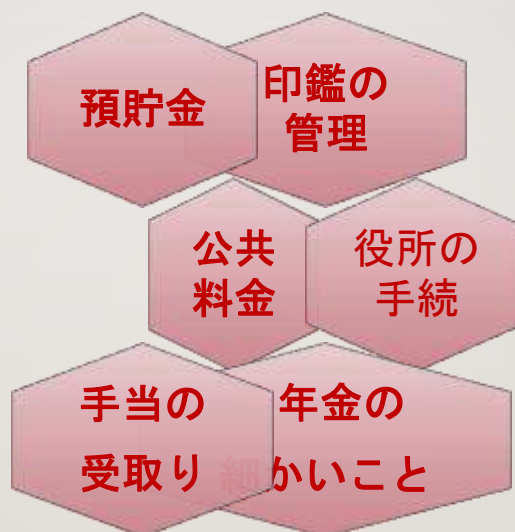
9

2 福祉に求められるもの

ニックネームで
よぶならば

(2) 新しい社会福祉事業の構想 “第3の社会福祉事業”

日々の
暮らし
における
権利の実現



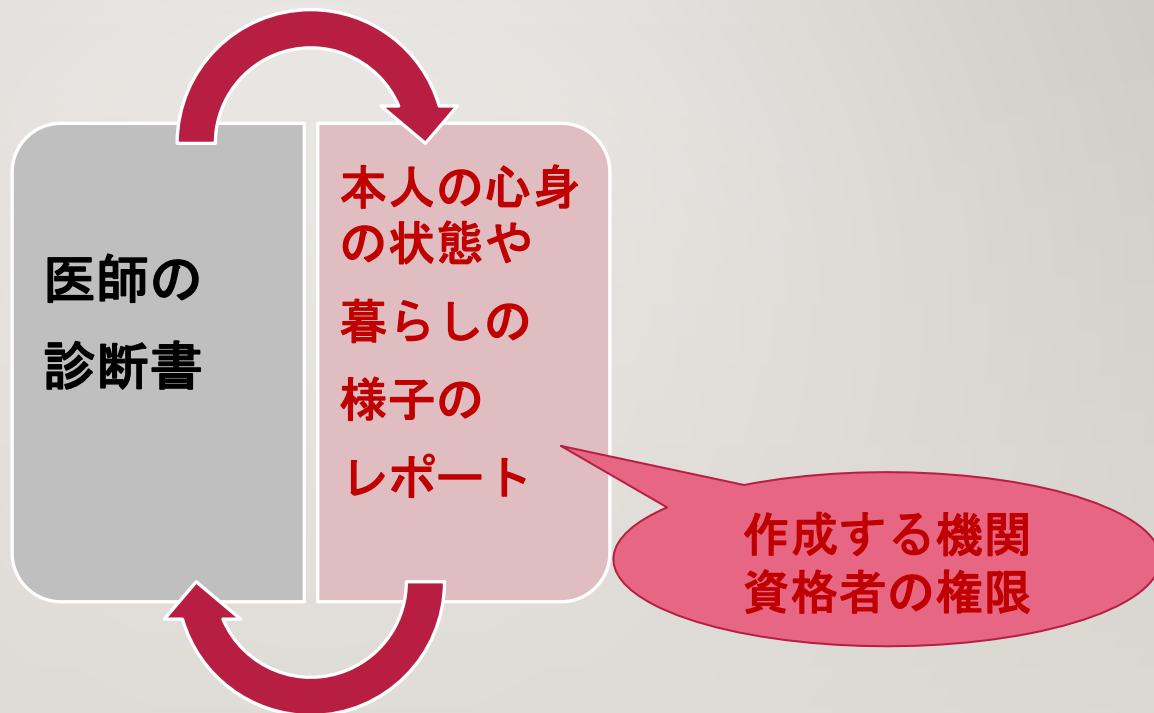
日常的な金銭管理

社会生活上の意思決定支援

3 福祉から司法への架橋

より多様な情報
を裁判所へ

(1) どのように伝えるか 医学モデルの克服



II

3 福祉から司法への架橋

皆さんに議論を
お願いする

(2) だれが伝えるか 中核機関の法制化という論点

市町村の実状を
理解する。

中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。

本人や関係者から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的な助言などをし、権利の実現のため本人のためにする事務の内容を検討し、支援を適切に実施するため連絡調整をする。

中核機関こそ
地域社会福祉の礎石

裁判官の権限行使
その公的な性格

12

〈事業〉
権利擁護の事業

地域社会福祉と民事法制との 一体的な改革という要請

〈情報〉
心身の状態
生活の状況

地域共生社会の在り方検討会議
2024年8月21日

早稲田大学教授

山野目 章

〈架橋〉
中核機関の法制化

ご清聴をいただき、
ありがとうございます。